

公判記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大（諮問事項第二）に関する資料

第1 要件の緩和

刑事被告事件の係属する裁判所は，第一回の公判期日後当該被告事件の終結までの間において，当該被告事件の被害者等から，当該被告事件の訴訟記録の閲覧又は謄写の申出があるときは，検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き，閲覧若しくは謄写を求める理由が正当でないと認める場合又は犯罪の性質，審理の状況その他の事情を考慮して相当でないと認める場合を除き，申出をした者にその閲覧又は謄写をさせるものとする。

第2 対象者の拡充

刑事被告事件の係属する裁判所は，第一回の公判期日後当該被告事件の終結までの間において，被告人又は共犯により被告事件に係る犯罪行為と同様の態様で継続的に又は反復して行われたこれと同一又は同種の罪の犯罪行為の被害者等から，当該被告事件の訴訟記録の閲覧又は謄写の申出があるときは，検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き，損害賠償請求権の行使のために必要があると認める場合であって，犯罪の性質，審理の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは，申出をした者にその閲覧又は謄写をさせることができるものとする。